

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革です。

1. 国と地方の新しい関係を確立 ～第1次地方分権改革～

地方分権改革は、衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」（平成5年6月）から始まりました。平成7年7月に発足した地方分権推進委員会は、5次にわたる勧告を行い、平成11年7月の「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の成立により、第1次地方分権改革が実現しました。

この改革により、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などを実施し、地方分権型行政システム（住民主導の个性的で総合的な行政システム）が構築されました。

2. 具体的な改革の積み重ね ～第2次地方分権改革～

平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会は、第1次地方分権改革の課題として持ち越された地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し※）、権限移譲を中心に4次にわたる勧告を行いました。これを受けて、4回にわたり地方分権改革の一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が成立しました。

この改革により、国の個々の法令を見直すことで、数多くの個別の事務・権限について、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）や権限移譲（都道府県→市町村、国→都道府県など）を実施しました。

第1次・第2次地方分権改革を通じた取組により、地方全体に共通する地方分権の基盤となる制度が確立し、地方公共団体について、自治の担い手としての基礎固めが行われました。

※義務付け・枠付けの見直しとは、国が法律などに定めた「自治体は××の事務を行わなければならない」、「××の事務を行う場合は△△の方法で行わなければならない」など、全国一律に定めた基準を廃止したり、条例に委任したりする見直しをいう。

3. 新たなステージを迎えた地方分権改革 ～提案募集方式の導入～

平成26年5月に成立した第4次一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行ったことから、平成26年から、従来の委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」を導入しています。

また、権限移譲に当たっては、地域特性や事務処理体制などに大きな差があることを踏まえ、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入しています。

4. 地方創生の極めて重要なテーマである地方分権改革

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマです。

このため、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改正を強力に進めていくとともに、改革成果の情報発信や優良事例の展開などを行うこととしています。

地方分権改革の経緯

| | | | |
|-----------------|---|--|-----------|
| H5.6 | 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) | 【第1次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ● 機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成 ● 国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化など) ● 権限移譲(国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲) ● 条例による事務処理特例制度の創設(地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度) | 第1次地方分権改革 |
| H7.5 7 | 地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足(～H13.7) ※ H8.12第1次～H10.11第5次勧告 | | |
| H11.7 | 地方分権一括法成立 | | |
| H13.7 | 地方分権改革推進会議発足 | 【第2次地方分権改革のポイント】 <ul style="list-style-type: none"> ● 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し) ● 国から地方への事務・権限の移譲など ● 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など ● 国と地方の協議の場の法制化 | 第2次地方分権改革 |
| H14.6 ～17.6 | 骨太の方針(閣議決定)(毎年)⇒三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革) | | |
| H18.12 H19.4 | 地方分権改革推進法成立 地方分権改革推進委員会発足(～H22.3) ※ H20.5第1次～H21.11第4次勧告 | 提案募集方式の導入(H26～) ↓ | 第2次地方分権改革 |
| H23.4 4 8 | 国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) | | |
| H25.3 4 6 | 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 地方分権改革有識者会議発足 第3次一括法成立 (義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) | | |
| H26.5 6 | 第4次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ | | |
| H27.6 | 第5次一括法成立 (国から地方、都道府県から指定都市などへの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し) | | |
| H28.5 | 第6次一括法成立 (国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し) | | |